

霧ヶ峰グライダー滑空場の使用における遵守事項

霧ヶ峰グライダー滑空場の練習使用に関しては、その指定期間(10月11日(金)、同15日(火)から18日(金)正午まで)において指導手・出場犬に限ってこれを認めることといたします。ただし、自動車の乗り入れは、当該滑空場への道路の突き当り右側方進行先(霧ヶ峰薙鎌神社方向)の門扉前まで及び左側方進行先のグライダー格納庫前までを認めるものとしたしますが、ドクターヘリ運行の際においては、かかる緊急車両の通行を妨げることのないよう、速やかに移動が可能となるよう駐車車両間隔、退避路の確保等を十分に配慮すること。

また、グライダー格納庫に至る道筋は通行幅が狭いことから、草地に自動車を乗り入れて方向転換を図るなどの行為は絶対に行わないよう厳守されたい。

併せて、同12日(土)から14日(月)と同様に同19日(土)と20日(日)の両日においても早朝からグライダーが飛行することから、終日にわたり当該滑空場への指導手・出場犬の立入り及び周辺区域・道路における自動車の通行を一切禁止といたしますので、重ねて厳守されたい。

これまで、日本訓練チャンピオン決定競技会及び全日本嘱託警察犬競技大会において足跡追及競技水準の高さを綿々として維持できておりますのは、本滑空場会場があればこそ、ひとえに霧ヶ峰グライダー協会様を始め霧ヶ峰地域、関係各位の御厚意によることを御理解いただき、その信頼にたがわないよう責任ある行動をお願い申し上げます。

霧ヶ峰マレットゴルフ場、強清水バス停等周辺の禁止事項

霧ヶ峰マレットゴルフ場、霧ヶ峰スキー学校、強清水バス停及び市営グラウンド(同グラウンド隣接の体育館前駐車場を除く。)の周辺区域・道路における自動車の駐車は、当該施設関係者を除き、競技会出場者の駐車を禁止といたします。また、同グラウンド内に自動車を乗り入れることのないよう厳に注意されたい。

併せて、当該区域内での出場犬の訓練等行為はこれを全面禁止とし、その排泄を行わせるなどの事実が確認された場合には、相応の処分が科されることに御留意ください。

本競技会は、諏訪市と霧ヶ峰地域の皆様方の御理解と御配慮により75回を重ねる歴史が保たれております。その皆様方の信頼を損なうことのないよう、出場者、主催者ともどもその行動に適正を期されますようお願い申し上げます。

※ 周辺区域写真を参照

令和6年7月1日

公益社団法人日本警察犬協会 事務局長 木村 佳晴